

令和 年度 軽自動車税(種別割)減免申請書 (構造によるもの用)

令和 年 月 日

郡上市長

申請者	住所 (所在地)	
	氏名 (名称)	⑤
	個人番号又は法人番号	
	電話	

郡上市税条例第90条第3項及び郡上市税の減免取扱要綱第6条第3項の規定により、次のとおり軽自動車税(種別割)の減免を申請します。

定置場所	郡上市		
申請事由			
所有者の住所 (所在地)			
所有者の氏名 (名称)			
車いす利用者の住所			
車いす利用者の氏名		個人番号	
車いす利用者の生年月日	年 月 日生	申請者との続柄	
減免を受けようとする 軽自動車等に○印	軽自動車等の種別		車両番号又は標識番号
		原付自転車500C以下	車名
		原付自転車51~900C	
		原付自転車91~1250C	
		原付自転車(ミニカー)	車台番号
		軽二輪126~2500C	
		軽二輪	用途
		四輪乗用	
		四輪貨物	
		小型特殊(農耕作業用)	車体の形状
	小型特殊(その他のもの)		
	小型二輪2510C以上	総排気量	CC
特別仕様又は構造変更の明細			

○添付書類

- 所有者が個人の場合
  - 「車いす」を利用する必要があることを明らかにする書類として次のいずれか
    - ①医師の診断書(様式第7号の2)
    - ②介護サービス費(車いす貸与)の領収書
    - ③補装具費(車いす)支給決定通知書(市町村が交付したもの)
    - ④その他(例えば、車いす購入に係る領収書)
  - 自動車検査証
    - ・写真等(身体障害者輸送車のみ必要)
- 所有者が法人又は個人(事業用)の場合
  - 定款、寄付行為等
    - ・使用計画書(様式第7号の3 必要な場合)
  - 自動車検査証
    - ・写真等(身体障害者輸送車のみ必要)

※所有者が法人であっても、「車いす利用者」が特定の方である場合には、所有者が個人である場合と同様に氏名等の記載及び添付書類が必要となります。

※定款、寄付行為等で車いす移動車等が身体障がい者等のために使用されていることが確認できない場合は、使用計画書(様式第7号の3)の添付が必要となります。

○減免対象範囲

- 減免を認める軽自動車は、車いす利用者1人について1台に限ります。ただし、事業等に使用されるものにあつてはこの限りではありません。
- 身体障害者手帳等による減免制度の適用を受けている身体障がい者等を車いす利用者として減免申請した場合は、車いす移動車に対する減免の適用はありません。

受付印	減免の可否	減免額
	減免可 ・ 減免否	円

令和 2 年度 軽自動車税(種別割)減免申請書 (構造によるもの用)

記入例

令和 2年 4月 20日

郡上市長

申請者	住所 (所在地)	郡上市八幡町島谷 2 2 8 番地	納税義務者(軽自動車車両の所有者) を記入してください。
	氏名 (名称)	郡 上 太 郎	
	個人番号 又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	
	電 話	0 5 7 5 - 6 7 - 1 1 2 1	

郡上市税条例第90条第3項及び郡上市税の減免取扱要綱第6条第3項の規定により、次のとおり軽自動車税(種別割)の減免を申請します。

定置場所	郡上市 八幡町島谷 2 2 8 番地			
申請事由	軽自動車の構造が専ら身体障がい者等の利用に供するものであり、妻の送迎のため利用しているため。			
所有者の住所 (所在地)	郡上市八幡町島谷 2 2 8 番地			
所有者の氏名 (名称)	郡 上 太 郎			
車いす利用者の住所	郡上市八幡町島谷 2 2 8 番地			
車いす利用者の氏名	郡 上 花 子	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	
車いす利用者の生年月日	昭和 3 4 年 2 月 4 日 生	申請者との続柄	妻	
減免を受けようとする 軽自動車等に○印	軽自動車等の種別		車両番号又は標識番号	岐阜 8 0 あ 1 2 3 4
		原付自転車50CC以下	車 名	○△□
		原付自転車51~90CC		
		原付自転車91~125CC		
		原付自転車(ミニカー)	車台番号	U62V-1234567
		軽二輪126~250CC	用 途	特殊
	○	軽二輪		
		四輪乗用		
		四輪貨物	車体の形状	車いす移動車
		小型特殊(農耕作業用)		
	小型特殊(その他のもの)			
	小型二輪251CC以上	総排気量	6 5 0 CC	
特別仕様又は構造変更の明細		車枠及び車体、緩衝装置の改造		

○添付書類

- 所有者が個人の場合
  - 「車いす」を利用する必要があることを明らかにする書類として次のいずれか
    - ①医師の診断書(様式第7号の2)
    - ②介護サービス費(車いす貸与)の領収書
    - ③補装具費(車いす)支給決定通知書(市町村が交付したもの)
    - ④その他(例えば、車いす購入に係る領収書)
  - ・自動車検査証
  - ・写真等(身体障害者輸送車のみ必要)
- 所有者が法人又は個人(事業用)の場合
  - ・定款、寄付行為等
  - ・使用計画書(様式第7号の3 必要な場合)
  - ・自動車検査証
  - ・写真等(身体障害者輸送車のみ必要)

※所有者が法人であっても、「車いす利用者」が特定の方である場合には、所有者が個人である場合と同様に氏名等の記載及び添付書類が必要となります。

※定款、寄付行為等で車いす移動車等が身体障がい者等のために使用されていることが確認できない場合は、使用計画書(様式第7号の3)の添付が必要となります。

○減免対象範囲

- ・減免を認める軽自動車は、車いす利用者1人について1台に限ります。ただし、事業等に使用されるものにあつてはこの限りではありません。
- ・身体障害者手帳等による減免制度の適用を受けている身体障がい者等を車いす利用者として減免申請した場合は、車いす移動車に対する減免の適用はありません。

受付印	減 免 の 可 否	減 免 額
	減免可 ・ 減免否	円